

復員局業務課

一復復第七八號

沖繩縣人死亡處理に関する件

昭和二十六年六月十五日

引揚援護庁復員局庶務課長

復員業務規程による沖繩縣人處理に関する特別規定廢止に伴う過渡的措置として左記の通定められたから依命通知する

記

一次の各項に該当するものは規定により処理することが出来る

一、死亡處理途中のもののうち左に該当するもの

既に復員局(留岸業務部)から死亡公報資料を熊本世話課宛送済であるが熊本世話課及受領人居住地所管世話課に滞留しているもので二親等内の遺族が内地に居住しているもの

二、留岸業務部に滞留中のものうち左に該当するもの

死亡に関する諸元が判明しており昭和二十六年六月末日迄(死亡)

公報資料を能く本世話課宛發送しうるもので、二親等内の遺族が内地に居住しているもの

註 二親等内のものであるかないかについては、復員発第三一〇号による

戸籍證明書又は同第三七八号による市町村への照会により認定する。

3. 代理受領の委任状(承諾書)によるものうち左に該当するもの
昭和三十六年三月五日(復員業務規定制定の日)以前に調製され六月末

日迄に留守業務部で受領した内地在住の二親等外の親族に対する委任状(承諾書)のあるもの

註 二親等内の親族の内地居住の有無については、留守業務部において

戸籍證明書、市町村への照会等により確認の処置を講ずるものとし、

二親等内の者がいた場合は二親等外の者は受領人とはならない。

二その他のものは新規定(復員業務規程)により正當な受領人(未復員者)給與法第八條第二項并定の最重順位の者(のみに)として処理する。

従つて該当事者が内地に居住しているものは内地人同様に処理するが内地

に居住しない者が付しては、復員費(自給)又は復員金(見込)を以て内地に

二、その他(遺留品)は新規定(復員業務規程)により正當な受領人(未復員者)に給與法第二條第二項所定の最高順位者(のみ)に対し処理する。

厚生省

従つて該当者が内地に居住しているものは内地人同様に処理するが内地に居住していない者に対しては遺骨遺留品は受領人現住地に送付し給與金は復員業務規程第四十四條の示す所に基き供託する。

三、旧規定により処理するものは關係書類適宜の箇所に旧規定により処理する分と朱書してその区分を明瞭にし、又留守業務部は一のハ、二の区分毎に該当各縣世話課別の連名簿を逐次調製の上これを該當世話課並びに復員局經理部に送付し遺骨の交付給與金の支給事務に支障を生じないようにする。

通知先 復業、留業、経理部

連絡局、支部、世話課(所)